保険薬局における入院患者への面会について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2008年2月14日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　2014年8月19日改訂

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 2017年2月1日改訂

・保険薬局において、業務上当院入院患者への面会が必要となった場合には、所定の事項を記入した「保険薬局用面会許可申請書」を薬剤部に提出し、面会の許可を得る。

・該当患者の病棟担当薬剤師と連絡をとり、患者の状態や同行可能時刻などを確認する。

・該当患者の病棟担当薬剤師は、病棟師長または代行する看護師に面会の理由を説明し患者への面会の許可を得る。

・面会時には、氏名・所属を明記した名札を着用する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　磐田市立総合病院　薬剤部